

[事案 2021-59] 損害賠償請求

・令和3年11月15日 和解成立

<事案の概要>

年金受取時の贈与税の課税について、誤った説明を受けたことを理由に、贈与税額相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年7月に契約した個人年金保険（契約者は夫、被保険者・年金受取人は自分）について、年金受取開始前である令和3年1月に契約者を自分に変更したところ、贈与税が課税されることが判明した。しかし、以下等の理由により、贈与税額相当額を支払ってほしい。

- (1) 契約に際し募集人から、契約者を夫にすることで保険料は集団扱となり割引され、個人年金保険料控除も受けることができ、贈与税については、年金受取開始前に契約者を自分に変更すれば、課税されなくなると説明を受けた。
- (2) 平成24年3月の特約更新時に担当者に確認した際にも、年金受取開始前に契約者を自分に変更すれば、当初から贈与税がかからないと説明を受けた。
- (3) 契約時に、募集人から正しく説明を受けていれば、契約者も自分にしていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時の募集人は退職しており、連絡も取れないため、当時のやり取りを確認することはできないが、当時交付した「ご契約のしおり」には税と契約形態を整理した一覧表が掲載されており、本契約の形態の場合、年金開始時に贈与税の対象となることが記載されている。
- (2) 平成24年3月の特約更新時の担当者は、契約者と年金受取人が同一となるように変更すれば、変更後の期間については贈与税が課税されなくなると説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人および特約更新時の担当者の誤説明を理由とした贈与税額相当額の損害賠償は認められないものの、本件は、早期解決の観点も踏まえ、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。